

杉並区緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に関する実施計画

1. 目的

杉並区緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に関する実施計画（以下「本実施計画」という。）は、杉並区耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）の目標達成に向け、緊急輸送道路沿道建築物の所有者に耐震化の意識啓発及び情報提供の充実を図ることにより、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を強力に促進することを目的とする。

2. 取組期間

令和5年度から令和7年度まで

杉並区耐震改修促進計画の計画期間に合わせて令和7年度までとする。

ただし、社会状況の変化や関連計画の改定、本実施計画の進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しを行う。

3. 対象建築物

区内全域の旧耐震基準の緊急輸送道路沿道建築物

4. 取組内容

① 個別訪問等

- 対象建築物への郵送等による区の耐震相談アドバイザー派遣、簡易診断事業及び耐震診断・改修助成制度の案内をおこなうとともに、個別訪問の希望アンケートを実施し、希望者への個別訪問を実施する。

② 耐震診断を支援した建物所有者に対してのフォローアップ

- 区の耐震相談アドバイザー派遣及び簡易診断の結果報告時に、結果に応じて所有者へ精密診断の必要性を啓発する。
- 区助成を利用した精密診断事業の完了時に、診断結果に応じて所有者へ耐震改修の必要性を啓発する。
- 精密診断後、一定期間経過した耐震改修未実施の建物所有者に耐震改修の実施を啓発する。

③ 耐震化の必要性に係る普及啓発等

- 区広報や防災イベント等を通じて区民へ耐震診断及び耐震改修の必要性を周知する。
- 耐震化助成事業パンフレットを作成し、周知する。

5. 実施計画の公表

本実施計画を、区ホームページにて公表する。

6. 取組実績の公表

本実施計画に基づく取組実績を、年度ごとに区ホームページにて公表する。